

農業機械公正取引協議会への加入のお願い

農業機械公正取引協議会（農機公取協）は、消費者庁長官及び公正取引委員会から認定を受けた農業機械業の「公正競争規約」（「景品規約」及び「表示規約」）を運用している団体です。現在、農業機械の製造業者、輸入業者及び販売業者約 1,400 名を会員とし、公正競争規約の運用を通じて業界の正常な商慣習の確立に向けて活動しております。

昨今、コンプライアンス重視の事業経営が社会的にも強く求められているところですが、本会の「景品規約」及び「表示規約」は景品表示法に基づき認定されておりますので、規約の規定を守っていれば「過大な景品提供」又は「不当な表示」であるとして景品表示法違反に問われることはなく、安心して事業活動を行うことができます。

つきましては、貴社・貴組合におかれましても、是非ご入会いただきたく、下記のとおりご案内申し上げます。何卒ご検討の程、お願い致します。

記

1. 農機公取協 ご加入のメリット

農業機械の取引ルールに関する情報を共有化できます。

機関誌「農機公取情報」を年 4 回発行するとともに、景品規約（景品提供ルール）及び表示規約（表示ルール）をわかりやすく解説したガイドブックなどを発行しています。

取引に係るトラブルを未然防止できます。

「景品」や「表示」に関する個別案件のご相談及び公正取引に関する法令（独占禁止法等）に係るご相談を受け付けています。また、相談事例集も発行しております。

会員に対する農家の信頼を向上させることができます。

農家の商品選択に必要な情報を提供するため、カタログや展示会での展示機等の必要表示事項を定めるなど、農家が安心して買い物ができる環境を整えています。また、農家にとって会員が信頼して農業機械を選べる事業者であることをアピールするために、「会員マーク」を制定しています。

2. 農機公取協について

歴史・役割

農機公取協は、昭和 54 年に公正取引委員会の認定を受けた景品規約の運用機関として設立されました。当時は、農業機械の販売に際して過大な景品（宿泊旅行への招待など）で顧客を誘引する手法が濫用されており、社会的にも大きな問題となっていました。このような異常な事態を打開して、本来の製品力（品質・性能等）や

営業力（価格・サービス等）をベースにした公正な競争環境を確立し、農家に自主的かつ合理的な商品選択の機会を提供するために業界関係者が自主的に立ち上げた組織です。

当時の思想は現代にも引き継がれ、より深化をさせながら、公正競争規約を運用しています。

3．農業機械業の「公正競争規約」について

景品規約とは

事業者が農機の購入者などに対して提供する景品に関するルールを定めたものです。

表示規約とは

農家が正しい情報に基づいて農業機械の選択ができるようにするため、事業者がカタログや機体本体などに表示しなければならない事項を定めているほか、店頭・展示会場での展示機の表示方法についても定めています。また、どのような広告表示が農家に誤解を与える不当な表示になるか等についても定めています。

4．入会金・年会費について

入会金

1万円

年会費

農業機械の国内販売を対象とした年商額を基準として年会費を定めています。

5．入会手続きについて

別紙の加入申込書（事業者向け・農協向け）により、農機公取協本部までご連絡をお願いします

* ご不明な点がございましたら、協議会事務局（Tel 03 - 3835 - 8118）までお問い合わせください。

(販売店向け)

加入申込書

このたび、貴会の趣旨に賛同し、入会金を添えて加入いたします。

平成 年 月 日

農業機械公正取引協議会
会長 殿

(ふりがな) 法人名	
(ふりがな) 代表者名	印
(ふりがな) 代理人名	
郵便番号	
住 所	
電話番号	

注) 加入申込日に近い決算日の損益計算書で、過去1カ年間の農業機械売上高(但し、輸出分を除く。)を下記にご記入下さい。

記

年間売上高 金 万円
取扱い銘柄

注) 加入金1万円(公正競争規約及び関係資料送付代)

(農協向け)

加入申込書

このたび、貴会の趣旨に賛同し入会金を添えて加入いたします。

平成 年 月 日

農業機械公正取引協議会
会長 殿

(ふりがな)	
法人名	
(ふりがな)	
代表者名	印
(ふりがな)	
代理人名	
郵便番号	
住所	
電話番号	

注) 資格及び加入金は次のとおりです

都道府県経済連 賛助会員 5万円
市町村農協 団体会員 1万円

注) 加入金1万円(公正競争規約及び関係資料送付代)